

タクシー乗り場標識等、乗り場関連施設物に関する

保守点検・清掃業務特記仕様書

令和7年3月

(公財) 東京タクシーセンター

1 業務の概要

タクシー業務適正化特別措置法第 34 条第 1 項第 4 号の規定に基づく「タクシー乗り場
その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置および運営」に関する施設物（以下、
施設物という）の保守点検に係わる業務等を委託するものである。

2 業務委託する施設物及び保守点検・清掃箇所、写真データ作成（数量）

- (1) 一般タクシー乗り場標識（移動式・共架式を含む）207 箇所
- (2) 点灯式タクシー乗り場標識 11 箇所
- (3) ソーラー式タクシー乗り場標識 4 箇所
- (4) タクシー乗り場上屋 67 箇所
- (5) ハイグレードタクシー乗り場（以下、HG）上屋 5 箇所
- (6) ハイグレード 2 タクシー乗り場（以下、HG 2）上屋 2 箇所
ハイグレード（HG・HG2）はまとめて 7 箇所としています。
- (7) テレビモニター及びカメラ 13 箇所
- (8) デジタルサイネージ付タクシー乗り場標識 9 箇所（銀座地区 3 箇所含む）
- (9) タクシー乗車禁止地区ガイドボード 5 箇所
- (10) 立て看板の点検 3 箇所 5 枚
- (11) 写真データ作成 326（立て看板は 3 箇所 5 枚撮影）箇所
点検する乗り場・施設物については、表のとおり。

3 銀座地区における乗り場・案内板標識保守点検・清掃箇所、写真データ作成（数量）

- (1) 関東運輸局分 27 箇所（3 箇所のデジタルサイネージは含まず）
- (2) タクシーセンター分 39 箇所
- (3) 写真データ作成 66 箇所
点検する乗り場・案内板標識については、表のとおり。

4 保守点検・清掃業務

- (1) 委託業務は、施設物の保守点検及び清掃とする。点検内容については以下の様式に
基づき実施し、その都度、それぞれの調査報告書に点検結果を記入し、業務終了後、
各タクシー乗り場標識及び上屋に点検済証を点検済証貼付要領に基づき、貼付する。
 - ・タクシー乗り場標識（一般 点灯式 ソーラー）……………「様式 - 1」
 - ・タクシー乗り場上屋（上屋 HG 上屋 HG 2 上屋）……………「様式 - 2」
 - ・テレビモニター及びカメラ……………「様式 - 3」
 - ・デジタルサイネージ付タクシー乗り場標識……………「様式 - 4」
 - ・タクシー乗車禁止地区ガイドボード及び立看板……………「様式 - 5」
 - ・タクシー乗り場保守点検報告書……………「様式 - 6」から「様式 - 6 - 7」

・銀座地区における乗り場・案内板標識

「様式 - 1」

- (2) 保守点検・清掃などにおいて、標識や上屋により通行人等に危害がおよぶ確証等が見つかったときは、速やかにその状況を報告すること。なお、電球の球切れに関しては交換後、その旨を報告するものとする。
- (3) 発注者より別途点検の要請があった場合には速やかに応じることとする。

5 保守点検・清掃回数については、次のとおりとする。

- (1) 一般タクシー乗り場標識は、年1回実施する。
- (2) 点灯式タクシー乗り場標識は、年1回実施する。
- (3) ソーラー式タクシー乗り場標識は、年2回実施する。
- (4) タクシー乗り場上屋は、年2回実施する。
- (5) HG タクシー乗り場上屋は、年6回（2か月に1回）実施する。
- (6) HG2 タクシー乗り場上屋は、年6回（2か月に1回）実施する。
ハイグレード（HG・HG2）
- (7) テレビモニター及びカメラは、年2回実施する。
- (8) デジタルサイネージ付タクシー乗り場標識は、月1回実施する。
- (9) タクシー乗車禁止地区ガイドボードは、月1回実施する。
- (10) 立て看板の点検については、年1回実施する。
- (11) 銀座地区における乗り場・案内板標識は、年1回実施する。

但し、ソーラー式タクシー乗り場標識・タクシー乗り場上屋・テレビモニター及びカメラの点検実施については、3か月以上の間隔を空け、2回実施するものとし、2回目は12月以後とする。

6 タクシー乗り場における点字ブロック・切り下げの確認

各タクシー乗り場の保守点検及び清掃を実施する際、点字ブロックや切り下げの有無を確認する。

(1) 点字ブロック

各様式の「異常の有無」チェックのところに、「有」の場合は「有」を記入し、その点字ブロックを写真撮影する。破損状況を「内容」欄に具体的に記載し、破損部分の拡大写真を撮影して速やかに報告する。

(2) 切り下げ

乗車位置周辺に歩道の切り下げ有無を確認し、各様式の「有無」にチェック、「有」の場合はその切り下げを写真撮影し、切り下げ状況を「内容」欄に具体的に記載する。

（例1、フラット 例2、スロープ 例3、低い段差）

7 一般タクシー乗り場標識・銀座地区における乗り場・案内板標識の保守点検・清掃

(種別)

標識の設置場所がアスファルトなのかインターロッキングブロック、植栽の中、石板であるのか・根巻きされているのかをチェックする。

(点検項目)

- ① 支柱のぐらつき
支柱を揺すり倒れる危険性があるか。
- ② 支柱の損傷
支柱が曲がっているか・傷や塗装のはがれがあるか・根元の状態確認。
- ③ 支柱の塗装の必要性
塗装のはがれによって判断する。
- ④ 案内板の損傷
案内板が曲がっていないか。
- ⑤ 案内板の交換の必要性
 - (1) 損傷や、案内板の表示の状態によって交換（色とび等で表示が薄くなっているもの）取り付け金具の状態等。
 - (2) ナットのゆるみ等によるぐらつきがあるか。
 - (3) 点字ブロック・切り下げの確認。
 - (4) 障がい者や高齢者向けの乗り場になっているか。

(清掃)

支柱や案内板の清掃のほか、支柱や案内板にシールや貼り紙があれば除去し、乗り場に吸い殻等があれば清掃し美観を保つ。

(写真)

写真は標識の全体を各角度から写し、公安標識やタクシー待機所、点字ブロックや切り下げの有無を周辺の状況がわかるように写し添付する。

- ※ 東京駅丸の内南口前・北口前は鋳物式の標識となっており、南口にはアルミ材で優良表示板があることから適合する素材で清掃すること。

8 点灯式タクシー乗り場標識の保守点検・清掃

(種別)

一般タクシー乗り場標識と同じ。

(点検項目)

- ① 一般タクシー乗り場標識の点検項目に「蛍光灯の状態点検」を付け加える。点灯検査により蛍光灯が切れていれば交換し、後日、別途請求すること。なお、今回の点灯式タクシー乗り場とはセンサー式のみであるので、センサーを黒色の袋等で遮光して点灯検査する。

(清掃や写真)

一般タクシー乗り場標識と同じ。

9 ソーラー式タクシー乗り場標識の保守点検・清掃

ソーラー式タクシー乗り場には、標識や上屋にソーラーパネルが設置、標識にはバッテリーとタイマーが内蔵されている。点灯時間については夏 19 時、冬 17 時に設定する（切り替え時期は 8 月中、11 月中とし、切り替えたら点検表に記載）。

設定方法については、別紙「ソーラー内照式バス停留所標識コントローラ取扱い説明書」にて確認。

(種別)

一般タクシー乗り場標識と同じ。

(点検項目)

- ① 点灯式タクシー乗り場標識の点検項目に「ソーラーパネル」「鳥よけワイヤー」「バッテリー・タイマー」を付け加える。
- ② 「鳥よけワイヤー」が損傷・脱却している場合は、ステンレスワイヤー等錆びない素材で補修する。
- ③ ソーラーパネルが汚れていると蓄電能力が弱くなるので、年 2 回保守点検・清掃を実施する。内蔵バッテリーの容量や、タイマー式の時間のずれ等の確認・調整を行う。
- ④ 新橋駅東口前（優良）乗り場以外のソーラー式標識は、六角レンチで開放し、バッテリーの容量やタイマーの時刻のずれを確認し、3 分以上ずれている場合は調整する事。

※新橋駅東口前乗り場は標識下部のレバーで開放する事ができる。

(清掃や写真)

一般タクシー乗り場標識と同じ。

10 タクシー乗り場上屋の保守点検・清掃（年 2 回、点検 1 回目と 2 回目を 3 か月以上の間隔を空けて、2 回目は 12 月以降に行う）

(種別)

一般タクシー乗り場標識と同じ。

(点検項目)

- ① 屋根の損傷。
ひび割れ等。
- ② 柱の損傷・ぐらつき。
支柱を揺すり倒れる危険性があるか。支柱が曲がっているか。傷や塗装はがれがあるか。根元の状態確認。
- ③ 桁（けた）や梁（はり）の損傷。

凹みや、経年劣化による歪みが目立つ等。

④ 樋（とい）縦・横の損傷。

凹みや、経年劣化による歪みが目立つ等。

⑤ 標識(点灯式)。

一般タクシー乗り場及び点灯式タクシー乗り場と同じ。

(清掃)

① 支柱仕切板樋の清掃。

② 貼り紙の剥がし実施。

③ 樋のつまりの除去実施。

④ 乗り場周辺の清掃実施。

樋においては、砂ぼこりや枯れ葉を除去し、排水可能とする。

⑤ 標識。

一般タクシー乗り場及び点灯式タクシー乗り場と同じ。

(写真)

上屋全体を各角度から写し、公安標識やタクシー待機所等、周辺の状況がわかるように写し添付する。

※ 上屋点検時排水詰まりが発生していた場合、簡式手動カンツール スネークワイヤを用いて詰まりを除去する。但しカンツールを使用しても詰まりが除去出来ない場合(配管内部全体に詰まりが発生している状態)は即時タクシーセンター担当者に報告後指示を仰ぐ。

※ 八重洲口乗り場作業の際は事前(作業実施一週間以上前)に東京駅駅長へ【構内立ち入り届】を提出。許可を受けてから作業を実施すること。

1.1 タクシー乗り場 HG 上屋及び HG2 上屋の保守点検・清掃

(種別)

一般タクシー乗り場標識と同じ。

(点検項目)

① タクシー乗り場上屋の点検項目に「LED」「特殊風防側面」を付け加える。

② HG2 上屋の点検項目に「ベンチ」を付け加える。

③ タクシー乗り場上屋の点検と同じ。

(清掃や写真)

タクシー乗り場上屋の清掃と同じ。

LED 照明や特殊風防側面(ガラス・アクリル素材)が施された上屋が設置されているので、保守点検・清掃を年6回(2か月に1回)実施する。

アクリル・ガラス面には傷防止のため、適合した素材で清掃すること。屋根上雨樋口の点検を行い、常に詰りの無い清潔な状態を保つこと。

HG2 上屋のベンチ設置上屋については、ベンチのアルコール消毒をすること。

1 2 東京駅八重洲口前タクシー乗り場の保守点検・清掃

東京駅八重洲口前タクシー乗り場だけは夜間作業とし、終電後に利用客が捌けた後、作業帯を設置し、通行人等の安全を確保し実施する。

作業する場合は東京駅に作業に伴う届出(構内立入届の提出)を行う。

また、上屋両側面際に雨水桝がそれぞれ設けられているので、保守点検の際に開放し、清掃すること。雨水桝を開放する為の特殊器具は別途貸与する。

1 3 テレビモニター及びカメラの保守点検・清掃

(点検項目)

- ① モニター画面の映り。
- ② 画像の状態。
- ③ 取り付け金具の状態。

ナットのゆるみ等によるぐらつきがあるか。

(清掃)

- ① モニター画面の清掃。
- ② 貼り紙の剥がし実施。
- ③ カメラの清掃。

※ 鶯谷駅南口前タクシー乗り場のカメラ清掃は外側本体(外側)のほかに、カバーを外し、カバー内外のガラス面の清掃、そのカバーの内側を、曇り止め剤等を使用して念入りに清掃する(結露防止の為)。

羽田空港のカメラはハウジング一体型なので、外側だけ清掃する。

(写真)

画面とモニター及びカメラ全体を写し添付する。

1 4 デジタルサイネージ付タクシー乗り場標識の保守点検・清掃

デジタルサイネージ標識はモニターによるサイネージのみとなっている。

(種別)

一般タクシー乗り場標識と同じ。

(点検項目及び清掃)

- ① モニター画面の映り具合。
画像の状態(国内線・国際線は6カット)
- ② 筐体の損傷。
凹みや塗装が剥がれていないか

(写真)

一般タクシー乗り場標識と同じ。

1 5 タクシー乗車禁止地区ガイドボードの保守点検・清掃

(点検項目)

① ガイドボードのぐらつき。

外枠のビスが緩んでいないか。

② 立て看板の損傷。

脚が欠けていないか、破損部分で、歩行者に危険が及ばないか。

(清掃)

① ボードは特殊印刷されているので、アルコール消毒（人が触れる物）水拭き、乾拭きにて清掃。

(写真)

ガイドボード全体、外枠のビスを写しガイドボードを含めた周辺の状況が分かるように写して添付する

※ 地下鉄銀座駅及び新橋駅の出入口 5 箇所にタクシー乗車禁止地区ガイドボードを設置している(壁掛けタイプ)。美観を保持していく必要があるので、月 1 回 保守点検・清掃を実施する。

1 6 立て看板の保守点検

(点検項目)

① 立て看板のぐらつき。

バンセンが緩んでいないか。

② 立て看板の損傷。

脚が欠けていないか（元々、古いものがほとんど）金具が飛び出し、歩行者に危険が及ばないか。

(写真)

バンセンで固定されている状況と全体写真を添付する。

また、指定場所周辺に立て看板が確認出来ない場合においても、その周辺の写真を添付する。

※ リスト表以外にも各所でタクシー関連の立て看板が存在するが、対象はあくまでも「東京タクシーセンター」と連名してあるものに限る。

警察署名や役所名だけの立て看板は、タクシーに起因する内容でも対象外とする。

1 7 乗り場、立て看板周辺の植栽

乗り場周辺の植栽等により、タクシー乗り場や、立て看板が目視にて確認できない場合(植栽が被る等) 即時タクシーセンター担当者へ報告を行う。

1 8 写真データの作成・共有

保守点検・清掃の際には写真撮影し、様式毎に添付して報告すること。データは記憶媒体等で点検箇所名フォルダー別にして整理し、報告書と共にデジタル写真データを提出する。(記録媒体はタクシーセンターで用意する)

デジタル写真は1箇所につき全角度から最低でも7~8枚は撮影する事。

※ 保存の仕方

- ① 『令和7年度』フォルダー作成。
- ② ①のフォルダーを開き、『区(23区別名)』『武蔵野市』『三鷹市』『モニター及びカメラ』『立て看板』、それぞれのフォルダーを作成(27個のフォルダーとなる)。
- ③ 標識・上屋については乗り場が存在する②の各区・市のフォルダーを開き、乗り場名のフォルダーを作成。モニター及びカメラ、立て看板は設置されている場所のフォルダーを作成する。
- ④ ③のフォルダーを開き、撮影年月日フォルダーを作成し、画像データを入れる。

例1、令和7年5月24日(金)、池袋駅西口前タクシー乗り場

令和7年度→豊島区→池袋駅西口前→令和7年5月24日(金)

例2、令和8年1月14日(火)、新橋駅東口前立て看板(乗り場案内)

令和7年度→立て看板→新橋→乗り場案内→令和8年1月14日(火)

以上の点検・データ作成を終えたら、各保守点検調査報告書に記載し、保守点検報告書とともに提出。

尚、報告書提出の際は紙ベース以外にタクシーセンター担当者より事前にUSBを貸与、データの提出も行う。

※ カメラはデジタルカメラかスマートフォンで撮影する事とするが、全て横向きで撮影する事。ガラケーはサイズが小さく画質が荒いので不可とする。

1 9 委託業務の譲渡禁止

委託された保守点検・清掃業務等の全部、または一部を第三者に譲渡してはならない。

2 0 点検項目の変更禁止

様式に定められた施設物の点検項目を変更してはならない。

2 1 業務委託の契約料

業務委託の契約料は、施設物別単価の合計金額とする。

但し、業務の都合により点検箇所数に変更が生じた場合は、施設物別単価により契約料の増減を行うものとする。

2.2 契約料の支払い

- (1) 契約料については、保守点検・清掃業務が終了し、発注者へ報告後、発注者の検収に合格後、月毎の点検件数に施設物別単価を乗じた額を支払うこととする。
- (2) 支払いについては、月末締め翌月末支払いとする。

2.3 遵守義務

- (1) 請負者は委託された業務については、責任を持ち、誠実に履行しなければならない。
- (2) 請負者の業務中の不注意により第三者に被害をあたえたときは、請負者の責任において被害者に対し損害を賠償しなければならない。
- (3) 請負者の業務中の不注意により施設物を毀損したときは、発注者に対し速やかに報告し、損害を賠償しなければならない。
- (4) 請負者は、高所作業車等を使用して保守点検・清掃業務を行うときは、道路使用許可を得るとともに、安全施設を設け、実施期間中の従事者の安全管理を行うものとする。
- (5) 保守点検・清掃業務において、発生したごみ、落ち葉等の処理については、請負者の費用において適正に処分するものとする。
- (6) 請負者は、豪雪、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくこと。

2.4 検査報告等

発注者は、必要があるときは、業務委託した施設物の保守点検・清掃管理状況等について実地検査し、請負者に資料の提示、報告を求めることができるものとする。

2.5 契約の期間

契約期間は、契約締結日より令和8年3月末日までとする。

以 上